

被相続人（亡くなられた方）の税証明書を取得する際に必要となる書類

被相続人（亡くなられた方）の税証明書を取得する際に確認が必要な事項は以下のとおりです。

① 相続権が発生しているか（被相続人の死亡がわかるもの）

⇒被相続人の戸籍（除籍）謄本

② 申請者が（法定）相続人であること（申請者との続柄の確認）

⇒被相続人（亡くなられた方）から見て、次の続柄ごとに必要な書類をご用意ください。

③ 相続放棄により相続人の順位が変わっている場合は、相続放棄していることがわかるもの（裁判所発行のもの）

【ケース1：配偶者】

- ・被相続人の戸籍謄本〔被相続人との夫婦関係がわかるもの〕
※基本的に①と同様のため、①で確認出来る場合は不要です。

【ケース2：子】

- ・相続人（子）の戸籍謄本〔被相続人との親子関係がわかるもの〕

【ケース3：孫】

- ・被相続人の子（孫の親）の戸籍（除籍）謄本〔孫の親の死亡がわかるもの〕
- ・相続人（孫）の戸籍謄本〔被相続人の子（孫の親）との親子関係がわかるもの〕

【ケース4：父、母】

※①は、被相続人の出生から死亡まで一連の戸籍が必要です。

- ・相続人（父、母）の戸籍謄本〔被相続人との親子関係がわかるもの〕

《被相続人に子、孫がいた場合》

⇒・被相続人の子や孫の戸籍（除籍）謄本〔その子、孫の死亡がわかるもの〕

【ケース5：祖父、祖母】

①は、被相続人の出生から死亡まで一連の戸籍が必要です。

- ・相続人（祖父、祖母）の戸籍謄本〔被相続人と祖父、祖母の関係がわかるもの〕
- ・被相続人の父、母の戸籍（除籍）謄本〔被相続人との親子関係と死亡が分かるもの〕

《被相続人に子、孫がいた場合》

⇒・被相続人の子や孫の戸籍（除籍）謄本〔その子、孫の死亡がわかるもの〕

【ケース6：兄弟、姉妹】

※①は、被相続人の出生から死亡まで一連の戸籍が必要です。

- 相続人（兄弟、姉妹）の戸籍謄本〔被相続人と兄弟、姉妹であることがわかるもの〕
- 被相続人の父、母の戸籍（除籍）謄本〔被相続人との親子関係と死亡が分かるもの〕
- 祖父、祖母の戸籍（除籍）謄本〔被相続人の祖父、祖母であることがわかり、祖父、祖母の死亡がわかるもの〕

《被相続人に子、孫がいた場合》

⇒ 被相続人の子や孫の戸籍（除籍）謄本〔その子、孫の死亡がわかるもの〕

【ケース7（甥、姪）】

※①は、被相続人の出生から死亡まで一連の戸籍が必要です。

- 被相続人の兄弟、姉妹の戸籍（除籍）謄本〔被相続人の兄弟、姉妹（相続人の親）の死亡がわかるもの〕
- 相続人（甥、姪）の戸籍謄本〔被相続人と甥、姪であることがわかるもの〕
- 被相続人の父、母の戸籍（除籍）謄本〔被相続人との親子関係と死亡が分かるもの〕
- 祖父、祖母の戸籍（除籍）謄本〔被相続人の祖父、祖母であることがわかり、祖父、祖母の死亡がわかるもの〕

《被相続人に子、孫がいた場合》

⇒ 被相続人の子や孫の戸籍（除籍）謄本〔その子、孫の死亡がわかるもの〕